

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 額 の 計 算			
各連結法人の当期税額 控除可能額の合計額	1	(37の①) 円	法人税の額から控除される特別控除額 ((1)と(2)又は(3))のうち少 ない金額 円
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2		
当 期 税 額 基 準 額 (2)× $\frac{90}{100}$	3		調整前連結税額超過額 (1)－(4)
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 の 明 細			
措法第68条の15の7第1項 各号の該当号等			当期税額控除可能額
			調整前連結税額超過構成額
第 1 号	前期繰越分計	6	別表六の二(二十一)付表「5の①」 円
		7	別表六の二(二十一)付表「6の①」
	当 期 分	8	別表六の二(三)「9」
		9	別表六の二(三)「16」
第 2 号	前期繰越分計	10	別表六の二(二十一)付表「9の①」
	当 期 分	11	別表六の二(四)「5」
第 3 号	当 期 分	12	別表六の二(五)「19」
第 4 号	前期繰越分計	13	別表六の二(二十一)付表「12の①」
	当 期 分	14	別表六の二(八)「25」
第 5 号	前期繰越分計	15	別表六の二(二十一)付表「15の①」
	当 期 分	16	別表六の二(九)「37」
		17	別表六の二(九)「41」
第 6 号	前期繰越分計	18	別表六の二(二十一)付表「20の①」
	当 期 分	19	別表六の二(十)「26」
第 7 号	前期繰越分計	20	別表六の二(二十一)付表「23の①」
	当 期 分	21	別表六の二(十二)「26」
第 8 号	前期繰越分計	22	別表六の二(二十一)付表「26の①」
	当 期 分	23	別表六の二(十三)「26」
第 9 号	当 期 分	24	別表六の二(十四)「20」
第 10 号	当 期 分	25	別表六の二(十五)「15」
第 11 号	前期繰越分計	26	別表六の二(二十一)付表「29の①」
	当 期 分	27	別表六の二(十六)「25」
第 12 号	当 期 分	28	別表六の二(十七)「16」
第 13 号	当 期 分	29	別表六の二(十八)「20」
平成24年改正前の第7号	前期繰越分計	30	別表六の二(二十一)付表「34の①」
	当 期 分	31	別表六の二(十一)「26」
平成23年12月改正前の第4号	前期繰越分計	32	別表六の二(二十一)付表「37の①」
	当 期 分	33	別表六の二(七)「25」
震災特例法第25条の2第2項 若しくは第3項、第25条の2の2 第2項若しくは第3項又は第25条 の2の3第2項若しくは第3項	前期繰越分計	34	別表六の二(二十一)付表「42の①」
	当 期 分	35	別表六の二(十九)「26」
震災特例法第25条の3第1項、第25条の 3の2第1項又は第25条の3の3第1項	当 期 分	36	別表六の二(二十)「17」
合 計		37	(5)

別表六の二(二十一)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》(平成26年改正法附則第112条第7項《連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》)の規定、平成24年改正法附則第34条《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定、平成23年12月改正法附則第80条第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は平成26年改正前の措置法(以下「平成26年旧措置法」といいます。)第68条の15の6《法人税の額から控除される特別控除額の特例》(平成26年改正法附則第112条第7項の規定、平成26年改正前の平成24年改正法附則第34条《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定、平成26年改正前の平成23年12月改正法附則第80条第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定又は平成26年改正前の震災特例法第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期税額基準額³」は、連結親法人事業年度(法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》)に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。)が平成26年4月1日に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しません。
- 3 「法人税の額から控除される特別控除額⁴」は、(1)と(2)又は(3)のうち少ない金額⁴」は、連結親法人事業年度が平成26年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(2)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(3)」を消します。
- 4 「調整前連結税額超過構成額^②」の各欄には、「調整前連結税額超過額⁵」に記載された金額が措置法第68条の15の7第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成26年旧措置法第68条の15の6第1項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- 5 「平成24年改正前の第7号」の各欄は、平成24年改正法附則第33条第1項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第68条の14第2項又は第3項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 6 「平成23年12月改正前の第4号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第72条《連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第68条の10第2項又は第3項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。